

氷見市創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興、新規雇用の創出及び定住促進を図るため、市内で創業をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により氷見市内（以下「市内」という。）において新たに事業を開始する場合又は新たに法人を設立し、市内において事業を開始する場合をいう。ただし、法人にあつては代表者を含めた役員すべてが事業を営んでいない個人又は他の法人の役員となっていない場合に限る。
- (2) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (3) 事務所等 事業の用に供するために直接必要な建物及びその付属施設（事務所、店舗、工場等のこと）をいう。
- (4) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、又は器具をいう。
- (5) 特定創業支援事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条の認定を受けた氷見市創業支援事業計画（平成26年10月31日経済産業大臣及び総務大臣認定。以下「創業支援事業計画」という。）における特定創業支援事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、創業を行う者であつて次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から2年を経過しない者であること。
- (2) 特定創業支援事業を受ける者であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあつては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。ただし、別表第1に定める補助金等についてはこの限りでない。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 個人事業者にあつては、当該事業の代表者が補助事業の完了（以下「事業完了」という。）までに市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 法人にあつては、事業完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体又は同条第6号に規定する暴力団の構成員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (6) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 富山県信用保証協会の保証対象外の業種
- (2) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (2) 氷見商工会議所において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表第2に掲げる経費とする。

2 同一事業による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。ただし、補助の対象となる経費に賃借料が含まれている場合は、この限りでない。

3 創業後に補助金を申請する場合については、補助金を申請した年度の経費を対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、氷見市創業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 創業事業計画書(様式第2号)

(2) 誓約書兼市税納付状況確認同意書(様式第3号)

(3) 創業支援事業補助金に係る事業計画実施支援確認書(様式第4号)

(4) 事業を実施する場所の位置図及び事務所等の所在が確認できる書類(登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等)

(5) 個人事業者の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し

(6) 定款及び登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合に限る。)

(7) 個人事業の開業の届出書の写し(個人事業者で既に開業している場合に限る。)

(8) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。)

(9) 補助対象経費の内訳を説明する書類(契約書、見積書等)

(10) 就労が可能な在留資格が確認できる書類

(11) 特定創業支援事業を受けたことが確認できる書類

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の書類を審査し、適切な事業計画を有しているかを確認したうえで補助金の交付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に際して、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金に係る事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに氷見市創業支援事業補助金変更等承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の可否を決定し、補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度末日のいずれか早い日までに氷見市創業支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第7号)

(2) 創業等報告書(様式第8号)

(3) 補助金収支決算書(様式第9号)

- (4) 補助対象経費明細表（様式第 10 号）及び事業に係る経費の支払を証明する書類
- (5) 事務所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃料等を含む場合）
- (6) 事業により整備した事務所等、設備等が確認できる写真又は購入した備品等の写真
- (7) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（個人事業者で、交付申請時に市内に居住していない場合）
- (8) 設立した法人の定款の写し及び登記簿謄本の写し
- (9) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）
- (10) 所得税法第 229 条に規定する開業等の届出の写し（個人事業者で、交付申請時に届出していない場合）
- (11) 国、県、その他の機関から補助金の交付を受けている場合は、その補助内容及び補助金額が確認できる書類の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告をした補助事業者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 事業完了から 2 年以上の事業継続が不可能となったとき。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、第 11 条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。
（事務所等の移転）

第 13 条 補助金の交付を受けた補助事業者が、事業完了後 2 年未満で市外へ転出した場合又は事務所等を市外へ移転した場合には、補助金を全額返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第 14 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する財産）を目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ氷見市創業支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が市長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、補助事業者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（帳簿類の管理）

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに係る書類とともに保管しなければならない。

(報告及び調査等)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年間、次に掲げる事項の毎年度の状況等について、氷見市創業支援事業状況報告書(様式第12号)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業所等の事業内容、収支及び決算等

(2) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

- 3 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助金等の名称
富山県	中山間地域賑わい創出モデル事業補助金
氷見市	まちなか空き店舗等出店支援事業補助金
氷見市	まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）

別表第 2（第 5 条関係）

区分	対象経費
事業所開設等に 係るもの	事務所等の取得費（増改築を含む。ただし、住居部分を除く。）
	事務所等の賃借料（賃貸借を開始した日から 1 2 か月間。駐車場代を含む。ただし、申請者本人又は申請者の 3 親等以内の者若しくは申請者の 2 親等以内の者が代表を務める法人が所有する場合若しくは法人の役員が所有する場合並びに住居部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料、共益費を除く。）
	設備費（直接必要とする機械装置、工具、器具等の購入費に限る。以下同じ。）
	設備費の賃借料（賃貸借を開始した日から 1 2 か月間のリース料又はレンタル料に限る。）
	備品購入費（1 万円以下のもの又は消耗品等は除く。）
	事業用車両（特殊車両等の市長が認めるものに限り、事業用以外の用途で使用する車両は除く。以下同じ。）の購入費（公租公課費、保険料を除く。）
	事業用車両の賃借料（賃貸借を開始した日から 1 2 か月間。公租公課費、保険料を除く。）
情報発信に係 るもの	広報費（広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出店費用等）。ただし、個別の商品の広告に関するもの、単なる切手等の購入に係る費用を除く。

別表第 3（第 6 条関係）

区分	補助率	額
事業所開設等に係るもの	2 分の 1	1 0 0 万円（注）
情報発信に係るもの	2 分の 1	5 0 万円

（注）本補助金と合せて氷見市まちなか空き店舗等出店支援補助金及び氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）を受給する場合、本補助金の別表第 2 の区分「事業所開設等に係るもの」に係る補助金の額と氷見市まちなか空き店舗等出店支援補助金及び氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）に係る補助金の額との合計は、2 0 0 万円を限度とし、併せて、備品及び設備の購入費に係る補助金の額の合計は、1 0 0 万円を限度とする。